（組織変更計画の承認等）

第七十六条の十二　施設管理土地改良区は、前条の規定による組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

２　組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後の認可地縁団体（以下「組織変更後認可地縁団体」という。）の規約で定める事項

二　組織変更後認可地縁団体の構成員の氏名及び住所

三　組織変更後認可地縁団体の代表者の氏名

四　組織変更後認可地縁団体に監事を置くときは、監事の氏名

五　組織変更がその効力を生ずべき日

六　その他農林水産省令・総務省令で定める事項

（組織変更の認可）

第七十六条の十三　組織変更は、農林水産省令・総務省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

２　都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、組織変更計画に定められた組織変更後認可地縁団体に関する事項について、当該組織変更後認可地縁団体の区域をその区域の全部又は一部とする市町村の長の同意を得なければならない。この場合において、当該市町村の長は、当該組織変更が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同意をしなければならない。

一　組織変更後認可地縁団体が、地方自治法第二百六十条の二第二項第一号から第三号までに掲げる要件に該当していること。

二　組織変更計画において、前条第二項第一号に掲げる事項として、地方自治法第二百六十条の二第三項各号に掲げる事項が定められていること。

３　都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、前項の同意をした市町村の長に当該認可をした旨の通知をしなければならない。

４　組織変更後認可地縁団体に対する地方自治法第二百六十条の二第十項の規定の適用については、同項中「第一項の認可をしたとき」とあるのは、「土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の十三第三項の通知があつたとき」とする。

（組織変更の効力の発生等）

第七十六条の十四　組織変更をする施設管理土地改良区は、第七十六条の十二第二項第五号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日（以下この条及び次条において「効力発生日」という。）に、認可地縁団体となる。

２　組織変更をする施設管理土地改良区は、効力発生日に、第七十六条の十二第二項第一号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。この場合においては、当該定款を組織変更後認可地縁団体の規約とみなす。

３　組織変更をする施設管理土地改良区の組合員等は、効力発生日に、第七十六条の十二第二項第二号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後認可地縁団体の構成員となる。

（組織変更後認可地縁団体の構成員となることができない組合員等の脱退）

第七十六条の十五　組織変更をする施設管理土地改良区の組合員等で、組織変更後認可地縁団体の構成員となることができないものは、効力発生日に当該施設管理土地改良区を脱退したものとみなす。

（準用規定）

第七十六条の十六　第二十四条、第七十六条の二第二項及び第三項、第七十六条の三、第七十六条の四、第七十六条の五第二項から第四項まで、第七十六条の六第四項並びに第七十六条の八から第七十六条の十までの規定は、組織変更について準用する。この場合において、第七十六条の二第二項中「前項」とあるのは「第七十六条の十二第一項」と、同条第三項中「第一項の」とあるのは「第七十六条の十二第一項の」と、第七十六条の三第二項第二号及び第七十六条の八第二項第三号中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・総務省令」と、第七十六条の五第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第七十六条の十三第一項」と、第七十六条の六第四項中「第二章第一節第五款第一目」とあるのは「第二章第一節第五款第二目」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十七条の三第一項中「第二条第二項第二号又は第三号」を「第二条第二項第一号から第三号まで又は第七号」に改め、同条第二項中「。第六項において同じ」を「及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項（第六項において「事業計画概要等」という。）に改め、同条第六項中「当該土地改良事業の計画の概要」を「事業計画概要等」に改め、「関係市町村長」の下に「（その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、関係市町村長及び当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者）」を、「とき」の下に「（当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者がこの項の規定による協議を受けた場合を除く。）」を加える。

第八十七条の四第一項中「地震」の下に「又は豪雨」を、「土地改良事業」の下に「（当該変更に係る農業用用排水施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。）」を加え、「緊急耐震工事計画」を「緊急防災工事計画」に改め、同条第二項中「緊急耐震工事計画」を「緊急防災工事計画」に改める。

第八十八条第一項及び第七項中「土地改良事業計画の概要」を「土地改良事業の計画の概要」に改め、同条第十六項中「概要」の下に「（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項」を加え、同条第十八項中「中「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要」を「中「事業計画概要等」とあるのは「その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項」に、「読み替える」を「、「定めるとき」とあるのは「定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）」と読み替える」に改め、同条第十九項中「緊急耐震工事計画」を「緊急防災工事計画」に改める。

第九十一条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第九十五条の二第二項及び第九十六条の三第二項中「土地改良事業の計画の概要」を「土地改良事業の計画の概要」に改める。

第九十六条の四中「緊急耐震工事計画」を「緊急防災工事計画」に改める。

第百十一条の九第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事

第百十一条の九第六号を同条第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六　全国連合会にあつては、次に掲げる事業

イ　会員たる地方連合会の事業の指導

ロ　会員（会員たる地方連合会の会員を含む。）が土地改良施設の管理を適正に行うために必要な資金の交付

第百十一条の二十第一項に次の一号を加える。

五　第百十一条の二十二第一項の規定による長期借入金の借入れ又は同項に規定する債券の発行並びにそれらの方法、利率及び償還の方法